

釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和6年6月24日(月) 16:00

発表項目	児童扶養手当の過支給について				
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時) 月 日 () 時 分	発表者			
		発表場所			
概要	<p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路総合振興局保健環境部社会福祉課において、児童扶養手当の支給要件の確認が不十分のまま、要件に合致しないと思われる者に対して手当を支給していたことが判明。 ・他管内に転居した手当受給者について、他の振興局で精査したところ、当該事案が発覚したもの。 <p>2 事務処理の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当は、支給要件に該当する児童（18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を監護する場合に支給する。 ・支給の対象となる児童が政令で定める程度の障がいの状態にある場合は、20歳に達する日まで支給。 ・今般、政令で定める程度の障がいに該当しない児童に対し、支給要件の確認が不十分のまま、18歳到達以降も手当を支給していたことが判明。 ・本件は、職員の確認や連携不足により発生した事案であり、釧路総合振興局において確認作業を行っているところ。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>過支給の可能性がある方 (過去5年間)</td> <td>対象人数 10名</td> </tr> </table> <p>3 今後の対応 ※R6.6.24プレスリリース時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に謝罪と返還の可能性のある旨を連絡。 本件発覚の契機となった方1名には謝罪済みであり、返還の了承を得ている。他の対象者9名のうち、3名謝罪済み。6名は連絡中。 ・確認中の事案については、内容が明らかになり次第、改めて公表。 ・他の振興局における同様の事案の有無についても調査。 <p>4 釧路総合振興局長のコメント 別紙のとおり</p>			過支給の可能性がある方 (過去5年間)	対象人数 10名
過支給の可能性がある方 (過去5年間)	対象人数 10名				
参考					

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所) 道政記者クラブに同時配付	
	同時レク		

担当 (連絡先)	北海道釧路総合振興局保健環境部社会福祉課主幹 村上 電話：0154-43-9257
-------------	--

児童扶養手当の過支給に係る釧路総合振興局長コメント

令和6年6月24日(月)

児童扶養手当制度を所管する釧路総合振興局保健環境部
社会福祉課の事務処理において、支給要件の確認が不十分の
まま、要件に合致しないと思われる方への過支給が発生しまし
た。

このような事案が生じたことについて、関係する皆様に多大な
ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げるとともに、適正
な事務処理について、改めて指導を徹底し、同様の事案が発生
しないよう再発防止に努めてまいります。

釧路総合振興局長 木村 英也